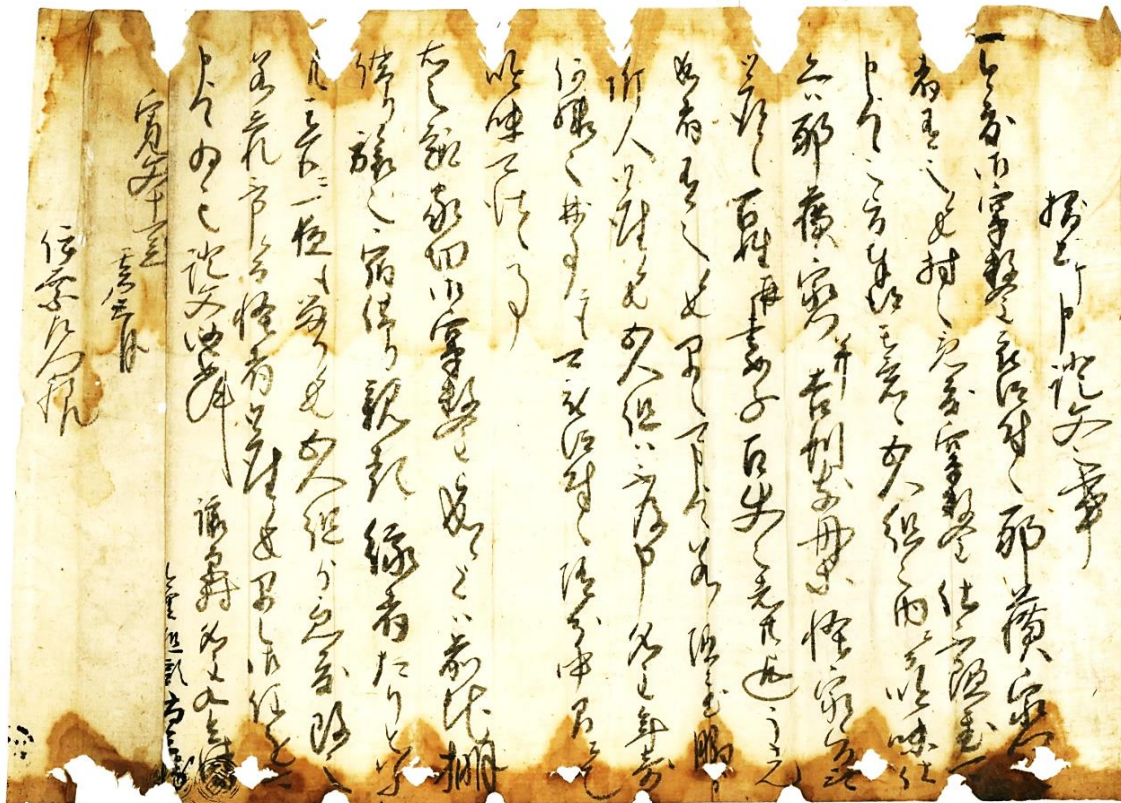


41 指上ケ申証文之事

寛文11年(1671年)3月

江戸幕府によるキリスト教の弾圧は、寛永14年(1637年)に発生した島原の乱を経て、さらに強化されていきます。上野国においても例外ではなく、沼田・高崎・前橋の各藩と、幕府領の甘楽郡鬼石村や同三波川村などでも摘発が行われました。文書では幕府代官の伊奈左門いなさもんへ宛て、五人組内で調べたがクリシタン(キリスト教徒)がいなかったことを報告しています。また村内に宿泊する者は五人組で改め、怪しい者であればすぐに届け出ることを誓約しています。

山田松雄家文書 P8217 No.1622



【41】 指上ケ申証文之事

〔読み下し文〕

指上げ申す証文之事

一今度御穿鑿ごせんさく仰付られ候耶蘇宗門やそしゅうもんの者之有り候はば、村々急度穿鑿せんさく仕置かず申し上ぐべく候の旨、其の意を得奉り候、五人組の内にて吟味仕り候へば、耶蘇宗門やそしゅうもん並びに吉利支丹きりしだん等怪しき宗旨御座無く候、百姓並びに妻子召支めしつかいの者共まで胡散成うさんせいる者之有り候はば、早々申し上ぐべく候、若し隠し置かくしおきき脇わきより訴人うたがへにん御座候はば、五人組は申すに及ばず、名主・年寄なせ何様の曲事まがことにも仰せ付けらるべく候、随分中間なにかまにて吟味仕るべく候事

右の趣おもむき家切御穿鑿かきりごせんさく成られ候上は、前地まへち、棚借たなかり旅の宿借しゆくせり、親縁おんなづ者たりといふ共、其の所に一夜も留まり候者、五人組より急度之を改め、若し知れ申さず候て怪しき者御座候はば、早々御注進ごちゆうしん申し上ぐべく候、其の為証文仍なほつて件の如し

寛文十一年

亥ノ三月

伊奈左門様

讓原村 名主 九兵衛印
今里 組頭 与兵衛印